

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令案要綱

第一 厚生年金保険法施行令の一部改正

一 共済組合の組合員たる被保険者の標準報酬月額の算定について、その者の報酬が月によって定められるときは、月の初日に資格を取得したならば受けるべき報酬の額を標準報酬月額とすること。（第一条の二関係）

二 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七十歳以上の使用される者について、在職支給停止対象月における標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を定めること。（第三条の六関係）

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十六条第六項に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものに、平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金

等を加えること。（第三条の七関係）

四 障害認定日又は死亡日までの間に、初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない者に支給する障害厚生年金又は遺族厚生年金の支給事務を行う実施機関を定めること。（第三条の十の二

及び第三条の十二関係）

五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者についての特例関係

1 二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に基づく老齢厚生年金を有する者に係る老齢厚生年金について、加給年金を加算する老齢厚生年金を定めること。（第三条の十三関係）

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつた者及びその遺族に支給する障害厚生年金及び遺族厚生年金の額の計算方法を定めること。（第三条の十三の四から第三条の十三の九まで関係）

3 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る離婚分割について、対象期間標準報酬総額を算出する際の再評価率を定めること。（第三条の十三の十二関係）

4 その他所要の規定についての特例を定めること。

六 ワンストップ・サービスを実現するため、一の実施機関が、他の実施機関が行うこととされている厚

生年金保険法等の規定による申請、請求、申出及び届出の受理並びに当該申請、請求、申出及び届出に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。こと。（第四条の二の十四関係）

七 厚生年金保険法の規定による脱退一時金及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による脱退一時金が同時に請求できる場合については、厚生労働大臣がこれらの脱退一時金の支給の事務を行うものとする。こと。（第十五条関係）

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国民年金法施行令の一部改正

一 ワンストップ・サービスを実現するため、共済組合等が行うこととされている事務に、第一の六により共済組合等が受理及び事実に関する審査を行うものとされた厚生年金保険の申請、請求、申出及び届出に併せて行われる国民年金の申請、請求、申出及び届出の受理並びに当該申請、請求、申出及び届出に係る事実についての審査に関する事務を加えるものとする。こと。（第一条関係）

二 国民年金法第七条第一項第一号に規定する厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものに、平成二十四年一元化

法附則第四十一条の規定による退職共済年金等を加えること。（第三条関係）

三 国民年金法第八十九条第一項第一号に規定する厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものに、平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による障害共済年金等を加えること。（第六条の五関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

一 平成二十四年一元化法附則第三十九条等において、退職一時金を受けた者が厚生年金保険の保険給付の支給を受ける権利を有することとなったことに伴う退職一時金の返還が規定されることに伴い、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第十一條ただし書に、当該返還を加えること。（第十一条関係）

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三の三において「昭和六十年改正法」という。）附則第十四条第一項ただし書に規定する退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものに、平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共

済年金等を加えること。（第二十五条関係）

三 昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金の退職改定について、退職した日の翌日ではなく当日を起算点とすること。（第九十三条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正

一 平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第十四条に規定する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものに、平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による退職共済年金等を加えること。（第三十六条関係）

二 厚生年金保険の特例加入を希望する者が申出を行うべき実施機関を定めること。（第五十二条関係）

三 相手国期間を通算することにより支給することとなる老齢厚生年金の加給に係る期間比率の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間を定めること。（第六十八条及び第六十八条の二関係）

四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者が相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有

する場合等における障害厚生年金等の支給事務を行う実施機関を定めること。（第七十九条の三から第

七十九条の五まで関係）

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 関係政令の一部改正

その他厚生労働省関係政令等について所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日

この政令は、平成二十七年十月一日から施行すること。

第七 経過措置

関係政令について所要の経過措置を設けること。